

# 令和4年度 松阪市中小企業電気代高騰対策支援金交付要領

## 1. 支援金の目的

コロナ禍において、電気代高騰による影響を受ける市内中小企業の負担軽減を図る目的で支援金を交付します。

## 2. 支援金対象事業者

松阪市内に事業所を有し、令和4年11月1日時点において、事業を継続して行う意思がある小規模事業者・中小企業者等\*とする。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準ずる中小企業。中小企業団体及びその他の法人、個人事業主については「別紙 中小企業者等の定義」をご確認ください。

※障がい者支援・高齢者サービス施設等は松阪市から運営支援交付金が給付されますので対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。

- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・性風俗関連特殊営業を営む者
- ・公序良俗に問題のある事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者

## 3. 支援金内容

一事業所における令和3年9月から令和4年10月までの任意の1か月の電気使用量	支援金額
3,000kwh 以上 6,000kwh 未満	50,000 円
6,000kwh 以上	100,000 円

注※1 複数事業所がある場合は、事業所ごとに申請してください。また、事業所ごとの電気使用量を合算することはできません。3,000kwh 未満は対象外です。

注※2 一つの事業所内に、関連企業や協同企業の事業所等が併設されており、電気代の支払いは一社がとりまとめて支払いしている場合など、特殊な支払いを行っている場合は、詳細について確認が必要となります。お問い合わせください。

#### 4. 支援金申請期間

令和4年11月1日（火）から令和5年1月13日（金）までを申請期間とする。

#### 5. 申請方法について

##### (1) 申請書提出先

松阪市役所 企業誘致連携課

住所：〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

電話：0598-53-4366 FAX：0598-22-0003

E-mail：kig.sec.info@city.matsusaka.mie.jp

##### (2) 提出方法：郵送または申し込みフォーム（電子申請）で提出して下さい。

##### (3) 提出書類：支援金交付申請書（様式第1号）

※ホームページからダウンロードしてください。

片面もしくは両面印刷どちらでもかまいません。

添付書類：①電気事業者等が発行する検針票・電気使用量のお知らせ等の写し

※インターネット上のWEB明細のプリントアウトでも可能です。

※原則として、宛先が申請事業者と同一であること

②振込先口座が確認できる金融機関通帳の写し

※申請者と同じ名義の口座であること

#### 6. 交付決定について

事業者から提出された交付申請書等により、本要領に定める補助対象事業者の要件について審査を行い、交付決定をします。

なお、松阪市会計管理者から発行される支払通知書をもって交付決定及び交付額の通知がなされたものとします。

#### 7. 支援金の支払いについて

申請書の不備かなければ、申請後、1か月程度で指定の口座へ支援金を振り込みます。（年末年始をまたぐ場合は、遅れることがあります。）

##### 支援金のお問い合わせ先

松阪市役所 企業誘致連携課

電話：0598-53-4366（対応時間：平日8：30～17：15）

E-mail：kig.sec.info@city.matsusaka.mie.jp